

令和5年度

「地域連携促進事業」参加団体募集

札幌市

～地域のまちづくりに資するスキル・ノウハウ等を有し、新たに町内会等の地域で活動してみたいNPOを募集します～

◆募集期間：令和5年4月17日（月）～5月26日（金）17時必着

※応募様式は、札幌市公式ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/npo_network.html

（お問い合わせ）

札幌市 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

TEL：211-2964 Eメール：shimin-support@city.sapporo.jp



SAPPORO

さっぽろ市
02-D02-23-639
R5-2-481

— 添付書類 —

1	用語について	P 2
2	地域連携促進事業募集要項	P 3
3	地域連携促進事業提出様式	
	ア 地域連携促進事業参加申込書（様式 1）	P 7
	イ 地域連携促進事業活動内容等説明書（様式 2）	P 8
	ウ 納税に関する申出書（様式 3）	P 9
	エ 代表者に関する申出書（様式 4）	P 10

用語について

1 NPO

特定非営利活動法人又は以下の全ての事項に該当する団体（町内会等は下記2の区分とする）。

- (1) 不特定多数の利益増進に寄与することが目的になっていること。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 宗教活動が主たる目的となっていないこと。
- (4) 政治活動が主たる目的となっていないこと。
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- (6) 特定の個人又は団体等の利益目的の事業を行っていないこと。
- (7) 特定の政党のために利用されていないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 会則及び会計に係る規則等を設けていること。

2 町内会等

以下のいずれかのものをいいます。

- (1) 町内会又は自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁に基づいて形成された団体。）若しくは、その連合体
- (2) 市民まちづくり活動を行う地縁に基づく団体（地区民生委員・児童委員協議会、福祉のまち推進センター、青少年育成委員会、PTAなど）

地域連携促進事業 募集要項

1 事業内容

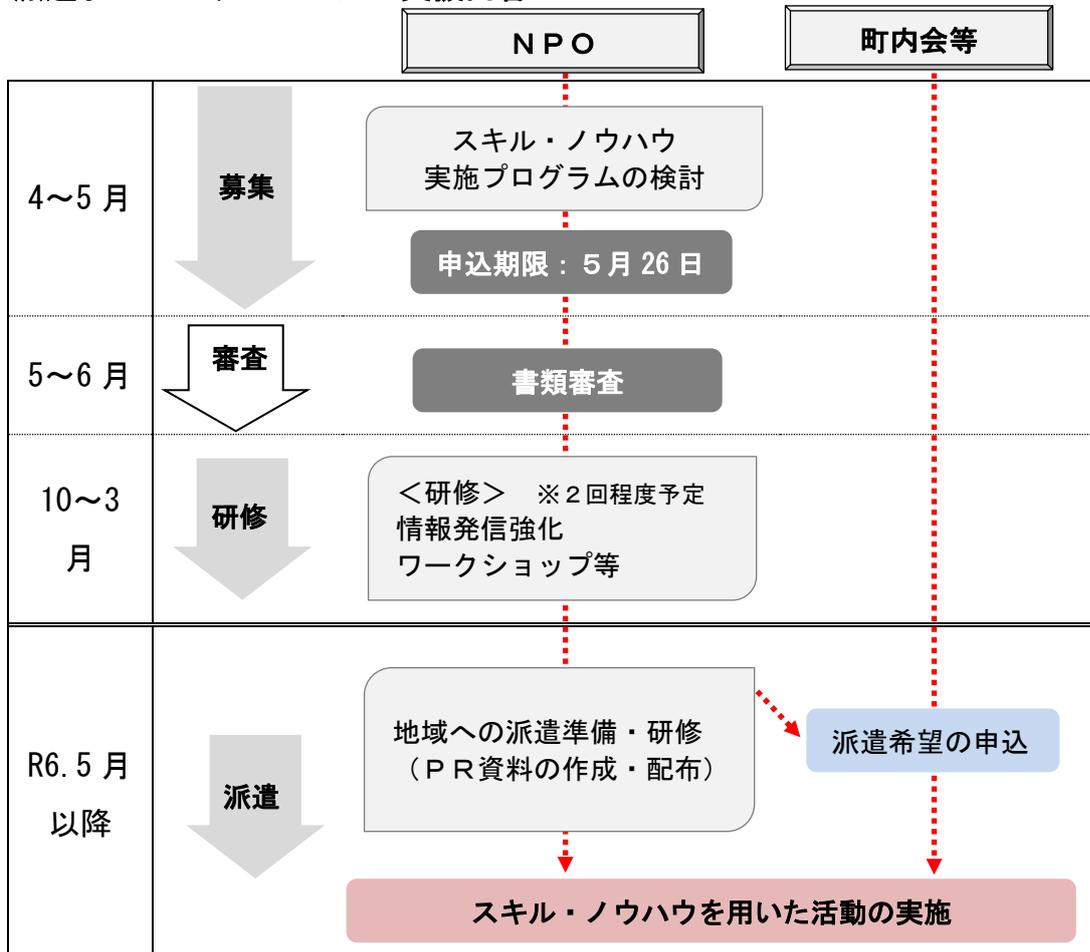
まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデア^{※1}を有しており、当該スキル等を活用した取組を新たに地域で始めたいと考えているNPOを募集します。

審査に通過したNPOに対して、地域で活動するために必要な研修等を行った後に、各団体のスキル等を町内会等に紹介し、活用を希望する地域を募集します。地域から応募があった場合、当該地域へ対象団体を派遣してスキル等を使った活動^{※2}を行います（活動経費について一定額の補助を行います）。

※1 まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデア：子どもの体験学習や子どもへの読み聞かせ、高齢者の健康づくり、交通安全講習や防犯・防災の取組、地域住民の交流、環境美化など、まちづくりに関するスキル・ノウハウ・アイデアをいいます。

※2 スキル等を使った活動：概ね1～2日程度の活動を想定しており、スキル等を実際に用いる（例えば、健康づくりに関するスキルを活用した健康教室活動）とともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けても実施できる（例えば、オンライン実施への変更が可能な活動）活動とします。

2 派遣までのスケジュールと支援内容



＜支援内容＞

町内会等に対するスキル・ノウハウ等の情報発信・提案・PR力の強化や町内会等と連携・協力関係を構築するための基本的な知識等の習得に向け、研修による支援を行った後に、NPOの概要やスキル・ノウハウ等をまとめた資料を作成して町内会等に配布します（配布資料は上記の支援後、NPO自身が作成したものを使用）。その後、町内会等からの派遣申込みを受けて調整後、スキル・ノウハウ等を使った活動を実施した場合に補助金を交付します。

補助金は、派遣希望の町内会等での活動につき5万円以内で、予算の範囲内において補助を予定していますが、町内会からの希望数等により派遣回数を制限する場合があります。また、同活動に係る本市からの補助金（助成金含む）等を受ける場合、又は受けることが決定している場合、派遣する町内会等で既に活動している場合には、補助金の対象とはなりませんので、ご注意願います。

3 活動要件

次のいずれも満たすこととします。

- (1) 非営利であること。
- (2) 札幌市内で行う活動であること。
- (3) 特定の個人又は団体等に限定した親睦若しくはレクリエーションを主たる目的としたものでないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けても実施できる事業であること。

4 応募要件

- (1) 札幌市内に事務所を有するNPOで、活動実績が1年以上あること。
- (2) 地域のまちづくりに活用できるスキル・ノウハウ等を有し、町内会等の地域との連携促進に向けた取組に参加を希望するNPOであること。
- (3) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (4) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 構成員が10人以上の団体であること。
- (6) 宗教活動や政治活動が主たる目的の団体でないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- (8) 特定の政党のために利用されていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (12) 会則及び会計に係る規則等を設けていること。

5 無効提案

次のいずれかに該当する場合、無効になることがあります。

- (1) 活動要件や応募要件に掲げる事項に適合しない場合
- (2) 提出書類の記載すべき事項に全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類の記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

6 応募方法

- (1) 募集期間

令和5年4月17日（月）～令和5年5月26日（金） 17時必着

- (2) 応募単位

1団体につき1件の応募とします。

※「ネットワーク構築事業」に応募する場合、本事業には応募できません。

- (3) 提出方法

下記の提出先に郵送又は持参してください。

- (4) 提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎13階南側）

市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課

7 提出書類

(1)	様式1	地域連携促進事業 参加申込書	1部
(2)	様式2	地域連携促進事業 活動内容等説明書	1部
(3)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他 必要に応じ活動内容の分かる資料。 （直近年度の事業報告書・活動計算書を市に提出済の場合は提出不要 です。）	1部
		（既存の団体パンフレット等を添付する場合）	（10部）
(4)	様式3	納税に関する申出書 ※法人格がある場合	1部
(5)	様式4	代表者に関する申出書及び住民票 ※法人格が無い場合	各1部
(6)		登記事項証明書 ※法人格がある場合（NPO法人除く）	1部
(7)		定款や規則等の写し	1部

8 審査方法等

(1) 書類審査（非公開）

- ・250点を満点とし、各委員の採点を集計した合計点が135点を超えたもののうち、合計点の多い団体から順に採択します（最大10団体程度まで）。

(2) 評価基準

次表に掲げる項目で評価します。

評価項目	配分
団体の活動状況	10
まちづくりのスキル・ノウハウ	10
地域ニーズに対応した内容	10
活動の継続性や規模	5
地域コミュニティ活性化の可能性	5
地域との連携による発展の可能性	5
その他、優れている点	5

<配点>

評価基準	配点	配点
非常に優れている	5	10
優れている	4	8
普通	3	6
やや十分でない	2	4
十分でない	1	2

9 留意事項

- (1) 提出された書類等は返却いたしません。
- (2) 応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- (3) 採択された活動内容や団体名は公表いたします。
- (4) 本事業により、必ず連携先の地域が見つかるわけではありませんのでご了承ください。
- (5) 本事業は、民間事業者へ委託して実施する予定です。

10 遵守事項

地域連携促進事業の実施にあたっては、法令及び札幌市の条例、規則、関係要綱並びに関係要領等の規定を順守していただきます。

(宛先) 札幌市長

名 称
事務所所在地
代表者の氏名
電 話 番 号
E-M a i l

地域連携促進事業 参加申込書

地域連携促進事業に関し、下記のとおり関係書類を添えて応募いたします。

記

- 1 団体名称
- 2 添付書類

名 称		部数	チェック欄
(1)	様式 1	地域連携促進事業 参加申込書	1 部
(2)	様式 2	地域連携促進事業 活動内容等説明書	1 部
(3)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他必要に応じ活動内容の分かる資料。 （直近年度の事業報告書・活動計算書を市に提出済の場合は提出不要です。）	1 部
		（既存の団体パンフレット等を添付する場合）	（10 部）
(4)	様式 3	納税に関する申出書 ※法人格がある場合	部
(5)	様式 4	代表者に関する申出書及び住民票 ※法人格が無い場合	部
(6)		登記事項証明書 ※法人格がある場合（NPO法人除く）	部
(7)		定款や規則等の写し	部

※添付した書類は部数を記載し、チェック欄に✓を入れてください。

地域連携促進事業 活動内容等説明書

- 1 団体名称
- 2 活動内容
- 3 地域で紹介したいまちづくりのスキル・ノウハウ等の内容
- 4 スキル・ノウハウ等をまちづくりに活用することによる効果
- 5 地域での実施プログラム（町内会等から活用希望があった場合の実施方法）
※概ね1～2日程度の期間で実施可能なプログラムを提案してください。
 - (1)実施方法
 - (2)スケジュール
 - (3)人員体制
 - (4)予算（実施日数、活動人員、使用機材等を記載）
- 6 その他提案内容に関連した実績などアピールしたい事項など

注1 具体的、簡潔に記載してください。

注2 記載欄が不足する場合は、別紙により提出してください。

納税に関する申出書

地域連携促進事業の参加申し込みにあたり、下記のとおり、納税に関して申し出ます。

記

- 1 団体名称
- 2 住所
- 3 申出者の氏名
- 4 納税に関する申出内容

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）に基づく市民税に関して、滞納して	いない・いる
消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関して、滞納して	いない・いる

注 該当する部分を囲んでください。

年 月 日

代表者に関する申出書

地域連携促進事業の参加申し込みにあたり、団体の代表者として、住民票を添えて申し出ます。

記

- 1 団体の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 代表者の住所
- 4 活動の実績（団体の種類、活動地域等も記載してください）

※ 住民票を添付してください。

注 4には1年以上の活動内容が分かるように記載してください。